

平成26年第4回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成26年12月22日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
教 育	長	伊藤孝生君
総 務 課	長	高野光司君
企 画 財 政 課	長	秋山幸男君
税 務 課	長	石井博美君
住 民 課	長	井原有一君
福 祉 課	長	石塚稔君
保健福祉センター	所長	岩戸友広君
環 境 対 策 課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経 済 課	長	矢口功君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一君
会 計 課	長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課	長	海老原貞夫君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書
書

記
記

宮 本 正 裕
飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成26年12月22日（月曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第59号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第60号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第4 議案第61号 利根町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 日程第5 議案第62号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第63号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第64号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第65号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第66号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第67号 損害賠償の額の決定について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第58号
- 日程第2 議案第59号
- 日程第3 議案第60号
- 日程第4 議案第61号
- 日程第5 議案第62号
- 日程第6 議案第63号
- 日程第7 議案第64号
- 日程第8 議案第65号

日程第9 議案第66号

日程第10 議案第67号

日程第11 諮問第1号

日程第12 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、議案第58号について質疑いたします。

利根町課等設置条例の一部を改正する条例で、国の基本方針により、福祉センター内で行っていた地域包括支援センターを福祉課へ移行した場合の、今までとの違いを、具体的に説明をお願いします。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答え申し上げます。これまでの流れも含めて答弁いたします。

平成18年度から現在まで、町直営の地域包括支援センターが保健福祉センターに設置された経緯は、正確にはわかりませんが、当時、利根町福祉センターに老人福祉センター機能があり、高齢福祉の推進拠点に位置づけられていました。そこに保健師を配置していたことや、高齢者に関する事業を展開している利根町社会福祉協議会もあり、社会福祉士を配置していました。さらに保健師が介護支援専門員の資格を取得したこともあり、地域包括支援センターに必要な3職種がそろうという下地があったことも一つと思われます。

しかしながら、あれから町を取り巻く時代状況の変化により、現在の利根町保健福祉センターとなりました。

地域包括支援センターは介護保険法に位置づけられた制度でございます。しかも、今は町直営で一つしかない機関の組織です。

一方、町の行政組織の高齢福祉部門は、もともと本庁舎の福祉部門にあり、介護保険の保険者としての事務を行っています。つまり、介護保険に大きくかかわる組織が2課に分かれ別の場所にあるということになります。メインの予算は介護保険特別会計で包括支援センターの主要な部分を賄っております。

高齢になれば、誰でも介護の問題がクローズアップします。高齢化が進展し、介護保険の役割が大きくなってきて、総合相談窓口や介護予防などに大きくかかわる包括支援センターが担う役割の重要性が、2025年問題に向けてますます機能を強化していかなければならないということを含め、高まってまいりました。

そして、高齢化の問題にはさまざまな問題が付随し、顕在化することがあります。介護の問題、ひとり暮らしの問題、虐待の問題、貧困の問題など、そうなりますと高齢福祉ばかりではなく、社会福祉全体とのかかわりが多くなってきます。もちろん、健康問題もありますが、包括支援センターには3職種として保健師がおります。また、保健福祉センターとの連携も保健師同士強く維持されていくであろうことに変化はないと考えております。

行政の主要な福祉部門がワンフロア化されれば、住民の利便性が高まることは間違いないと考えられます。そういうことを含め、一般質問時にも触れましたように、将来に向けた地域包括ケアシステムの構築という大きな課題を含む法制度制定に伴いまして、第6期の高齢保健福祉介護保険計画策定に当たりまして、関連するボランティアの代表や専門家も含まれる委員の多くから、ワンフロア化の指摘があり、委員の中で専門部会設置を全員一致で賛同されまして、部会と町執行部との協議の結果、住民の皆様の利便性向上と行政組織機能の効率化が重要との方針のもと、このたびの課設置条例の提案となったところでございます。

違いにつきましては、これまでより機能を強化していかなければならないということ、それから、制度改正に基づき地域支援事業の新たな取り組みが必要であること、あとは場所が違うということになります。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次に、7番白旗議員。

○7番（白旗 修君） 大体お話は聞きましたけれども、この議案第58号の提案理由に、「これまでにない抜本的改革」ということですが、具体的にもう少し箇条でおっしゃっていただきたいと思います。

それともう一つは、もちろん1カ所にまとめる利便性はわかりますけれども、逆にそれによって今までよりも不便になる問題などは全くないのか、その2点についてお伺いします。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 先ほども申しましたように、計画策定に当たりまして、こと

しの前半に委員会を開いております。そちらの中で専門部会を設置しまして、町と協議する中で、将来のためデメリットを見つけることではないのではないかとということで、これから住民の利便性向上と、それから、行政組織の効率化ということで、そちらのほうが重要だということをお話し合って一致しております。

保健師同士、健康相談とか保健福祉センターで行われたことに対しての内容を、高齢に關した件で包括がというときのつながりが、今までは直接顔を合わせて話し合えた部分が、保健福祉センターに行った場合は、福祉課のほうに包括が移動してきた場合には、電話でのやり取りとか移動したりということになるかと思っております。

それから、介護予防ということですので、生きがい支援との連携などもあるかと思っておりますので、その辺のところは、先ほども申しましたように、保健師同士の連携によりましてクリアできるものではないかと考えております。

抜本的な改革ということですが、これは多分質問書をつくられたのが先だったと思うのですが、一般質問時にも回答させていただいたところですが、地域包括ケアシステムということで、そちらを2025年度に向かって構築していくということが、抜本的な事業ということになっていくかと思っております。

住民組織等との連携をしていくということが、今まで取り組んでいなかったこと、それだけ2025年問題が大きいということなのだろうと感じております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） その抜本的という言葉がどういう内容か、今までわからなかったのでお聞きするんですが、今おっしゃったので大体わかります。具体的には、要支援2レベルのことも全部町でやると、それを分担するためという部分も入っているということで理解してよろしいわけですね。

それともう一つは、特に移すことによって問題はないと、デメリットは全くないと、こういう認識でおられると、こういうことですね。確認です。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 先ほど申したとおりでございます。

先ほども申しましたように、これからのメリットのほうが大きいかということを考えた上で、ある意味、小さなデメリットを考えていくことではないのではないかとということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質疑が終わりました。

以上で議案第58号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第58号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第59号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第59号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第60号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、議案第60号について、1点のみ質問させていただきます。

そのうちの第5章の28条の3について、「指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指

定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない」ということですが、私の質問する内容は、事故が発生したとき損害賠償の上限は、それと、利用者に過失があった場合のときの補償はどうか、この2点について。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答え申し上げます。

これは指定介護予防支援事業所でございますけれども、条例説明のときに申し上げましたように、包括支援センターの一機能ということで、利根町は直営で行っております。この事業者の職員の過失により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の損害賠償の義務を規定するものでございます。

再度の説明になりますが、指定介護予防支援事業所は、要支援1・2のケアプラン、ケアマネジメントをする業務でございます。この損害賠償額につきましては、賠償すべき事象の状況を鑑みまして訴訟額が定められるものであり、上限額は設けられておりません。

また、利用者に過失があった場合の損害につきましては、事業者が賠償する義務はないと考えております。

なお、指定介護予防支援事業者は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならないため、事業者は損害賠償保険に加入しておくか、もしくは賠償資力を有することが望ましいとされております。

利根町の場合には、全国町村会総合賠償補償保険に加入しております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） ちょっと理解に苦しむようなところがありますので、再度質問しますけれども、要するに事業者のほうに過失がなかった場合は、賠償は支払わないという答弁だったと思うのですが、あと、利用者に過失があった場合、その判断というのはなかなか難しいと思うのです。利用者の過失と事業者の過失、その区別というのはどういうふうに決めるというか、その辺がもしわかったら、こういう場合はこうなんだよ、こういう場合はこうなんだと、はっきりしたことがわかれば答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） ケアプラン作成ですから、お客さんが、例えばこちらに出向いていただいて、そこでけがをしたということが考えられると思いますけれども、また、訪問して利用者に何らかのけがをさせたということが考えられると思います。ケアプラン作成とかにかかわるものですから、ほとんどないのかなど。事例としてはそんなに思い浮かばないんですが、そういったときに何らかのけがをしたということであれば、こちらが行ったことに因果関係があるということであれば、こちらが賠償しますし、議員ご指摘のように、利用者のほうがこちらに危害を加えたということなども想定されるので

しょうけれども、利用者が一方的に悪いような場合に、当然こちらで補償という話にはならないのかなと思います。例えば民法で争ったりとか、弁護士を中に入れたりとかという話にはなるかだと思います。特に難しい場合には、そういうことであろうと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第60号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第60号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第61号 利根町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第61号 利根町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第62号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、2点ほど質疑させていただきます。

議案第62号、款4衛生費、項2清掃費、塵芥処理費823万9,000円について、龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金として、説明ですと施設の寿命、要するに長くもたせるためということですが、詳しい内容を知りたいのでお願いします。

それと、款5農林水産業費、項1農業費、豊田南用水地盤沈下対策費の負担金として57万8,000円ですが、場所と、その内容をお願いします。

さらに、款9教育費、項5保健体育費の中で保健体育総務費43万4,000円、利根町駅伝大会実行委員会補助金10万円ですが、これは毎年やっているわけですがけれども、この前の説明では60周年記念ということの説明だったんですが、これは例年と違った駅伝を行うのか、その中身を知りたいので質問します。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

まず、蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） お答えいたします。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合の施設ですが、15年ぐらいが使用可能ということでございます。そこで、今回、今年度26年度から28年度までの3カ年で改良工事を行いまして、さらに平成43年度まで使用できるようにします。

そこで、今回の補正の823万9,000円でございますが、今年度の改良工事で費用負担になりますけれども、国が3分の1、あと組合、3市町になりますけれども、3分の2を負担するというところで始まっております。

3分の2のほうの負担は、起債と一般財源ということで支払うわけですがけれども、今回一般財源分のほうで823万9,000円、あと残金が13万5,000円ありますので、その分を足しますと837万4,000円が今回一般財源でふえる金額になります。

この823万9,000円を、今年度分で一部ですがけれども、震災復興特別交付税措置ということで国より補助金が出るということがわかりました。そうしますと、起債で支払うよりは、一旦一般財源でこの分を負担しておきまして、今年度中に国からその分の補助が出るということでございます。そういうことで、今回、一般財源のほうを補正させていただいたわ

けでございます。

○議長（井原正光君） 次に、豊田南の地盤対策事業費について、矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） この豊田南用水の地盤対策事業負担金ということですが、今年度当初予算の中では工事延長としまして351メートル、予定事業費で1億円、これに対する負担金、これ3.5%ですが、350万円を計上したところでございます。

今回、茨城県の稲敷土地改良事務所のほうから追加事業分としまして、延長63メートル、事業費としまして1,650万円の追加事業費の負担金予算計上の依頼があったことから、補正対応させていただいたところでございます。

それで、質疑の場所と内容ということですが、場所につきましては羽根野地内でございます。わかりやすく申し上げますと、小貝川から横須賀方面に向かう産業道路がございますけれども、その産業道路と交差している豊田南用水路上流になります。

また、工事の内容でございますけれども、既存水路の改修工事でございます、側壁の補強、それとかさ上げ、それと底盤の増圧でございます。

○議長（井原正光君） 次に、駅伝大会について、坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、保健体育総務費につきましてお答え申し上げます。

今年度の駅伝大会につきましては、2月15日の開催を予定しております。

開催内容につきましては、例年どおりの内容でございます。

今年度の駅伝大会につきましては、第30回の記念大会かつ町制60周年記念事業の中で最初に行われる冠事業であることから、実行委員会のほうで何か記念品を出せないかという提案がございまして、その中で駅伝出場選手に記念タオルを贈呈するという決定があったため、10万円の補助金の増をお願いしております。

記念タオルにつきましては、出場チーム90チームと見込みまして、1枚当たり324円で950枚の作成を予定しております。その作成費用につきましては30万7,800円となります。このうち20万7,800円については既存の予算で対応する予定でありまして、10万円が不足するため補助金の増をお願いしております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 農林水産業費と教育費は理解できました。

塵芥処理費のほうについて再度お尋ねしますが、全体の総費用、3分の1が国、それから、3分の2が組合ということですが、全体の工事費の金額と、それから、これをやると43年までは工事をやらなくても使用できるのかどうなのか、その2点だけ。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） お答えいたします。

全体の工事費用は40億6,080万円でございます。

今回の改良工事を行いますと、約43年まで使用可能ということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 全体の工事費が40億円ということでございますが、このうちの3分の2が組合で、これは出さなければいけないということになりますと、26年から28年の3年間のうち、利根町としてはおおよそどのくらいの金額を出していくのか、その1点だけ。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） お答えします。

起債のほうで4億1,061万9,000円、一般財源のほうで1億1,721万円、合計で5億2,782万9,000円でございます。

○11番（若泉昌寿君） はい、了解。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次に、10番五十嵐辰雄議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 通告した質疑ですが、ただいま若泉議員のほうからあらましの質疑、それから、答弁がございましたので、この龍ヶ崎市と利根町、河内町の構成自治体の負担金の割合、総額で40億6,080万円だそうですが、その積算基礎についてお答えください。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） お答えいたします。

この負担割合でございますが、龍ヶ崎市、利根町、河内町によりまして協定書を結びました。負担割合ですが、平成26年度の施設運営費、均等割が10%、人口割が30%、ごみ量割が60%ということになっております。

龍ヶ崎市が70.98%、利根町が17.92%、河内町が11.10%でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑が終わりました。

次に、4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） それでは、質疑をさせていただきます。

議案番号第62号、利根町一般会計補正予算、歳出、民生費、障害福祉サービス事業、自立支援給付費1,713万円の補正を必要とする根拠と、現場の実情をお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） まず大きな理由でございますが、障害福祉サービスでございますけれども、かつて、行政による措置制度から、その後、自分でサービスを選択できる支援費制度になりました。それから現在の障害者総合支援法まで、何回か法改正がありまして、それに伴いましてサービス提供側も徐々に充実してきたこと、また、社会参加を促進するため就労支援サービスが充実してきたこと、また、指定特定相談支援事業所による

計画相談支援計画書、介護保険でいうケアプランの作成が創設されまして、今年度末までに全サービス利用者が作成することということで、近年サービスが利用しやすくなってきたことが、障害福祉サービスの増加の理由でございます。

障害者数やサービス利用者数には、さほどの増加がない状況でございますが、サービス利用料が年々増加してきたことによるもので、これは全国的な状況とされております。

また、利根町におきましては、障害者を扶養する両親などが高齢化してきたこと、障害者自身の成長、それから、高齢化等によるサービスの利用度等が高まってきたことなどによりまして、補正が必要となったものでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑が終わりました。

次に7番白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） 今回の船川議員と同じような質問ですが、利用者増よりも利用内容、サービスが変わってきたと、こういう理解でよろしいでしょうか。その利用内容がどう変わったか、もうちょっと説明してください。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 繰り返してよろしいでしょうか。

自立支援給付費の内訳と利用者の増というご質問でございまして、当初予算1億7,898万円を、9.57%、1,713万円増額するものでございます。

前年度決算と今年度決算見込みベースでは196件増の見込みをしております、延べ件数1,913件を見込んでおります。

理由につきましては、大きな理由は先ほど申しましたとおりでございまして、就労支援サービスとかケアプランをつくるようになりましたので、サービスが非常に利用しやすくなってきたということが上げられるかと思えます。

それから、利根町では高齢化してきたこと、それから、高齢者自身が成長、高齢化しているということで、今回の補正の主なものといたしましては、就労継続A、Bなどの就労訓練サービスの増加が主なものでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 利用者が高齢化することが、費用増に結びつくという話ですが、もうちょっと具体的に、どういうことですか。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 障害者ご自身が成長することによりまして、就労支援サービスというものがますます必要になってくるということは考えられると思えます。

それから、高齢化すれば介護の問題が出てきてまして、これは介護保険との兼ね合いも出てきますが、まだ介護保険の中では障害者に対する対応がなかなか適切なものがなくて、

その障害者の施設のほうでの対応ということが多いという状況がございます。

以上でよろしいでしょうか。

○7番（白旗 修君） はい、わかりました。

○議長（井原正光君） 以上で議案第62号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第62号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第63号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、議案第63号、款8繰入金、項2基金繰入金について質問させていただきます。

財政調整基金繰入金で1億3,800万円、これは説明ですと、保険給付の伸びがという説明でしたが、その伸びた要因をお願いしたい。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、若泉議員の質疑にお答えいたします。

議案書の8ページのほうにも記載してございますが、歳出で項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費で1億2,100万円の増額でございます。伸びた理由としましては、一般被保険者の給付費が伸びたことによる増額でございます。要因としましては、まず入院、それから、外来、薬剤などの件数、1件当たりの金額が伸びている状況でございます。特に入院費でございますけれども、その伸びが大きいものでございまして、1件当たりの入

院費が昨年の平均が46万円、本年の平均が52万円と伸びてございます。そういう理由で増額になってございます。

また、項2の高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で1,700万円の増額でございます。これも一般被保険者の高額療養費が伸びたことによる増額でございます。これは長期疾病による入院などで高額医療対象者がふえまして、1件当たりの療養費が伸びていることが要因でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 説明でわかりましたけれども、そうしますと、この繰入金を入れても、26年度はまだ3カ月半近くありますよね。このままいくと、またそこで繰入金をやらなければいけないような感じになりますけれども、これは先のことから、見通しとしてはわかりませんが、その辺が心配なので。

あともう一つは、このまま伸びていきますと、例年のごとく、大体国民健康保険のお金といいますと24億円近くありますよね。これよりも多くなるような見通しというか、そういうところがもしわかれば答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、お答えいたします。

ただいまの、あと残り3カ月ということでございますけれども、それを見込んだ形で今回補正はしてございます。ただ、今後の伸びとしましては不特定なところがありまして、その辺のところは何とも言えませんけれども、皆さん、被保険者につきまして質の高い医療を求めたり、医療機関につきましても医療技術とかが発達しまして、それを提供するところがございまして、今後の見通しを踏まえながら、我々は保険事業ですので、その方々のニーズには応えていきたいと思っております。

ですから、今後見通しということでございますけれども、今後の動向をチェックしながらやっていきたい。

それともう1点ですが、今後の25億円ということでございますけれども、国レベルでも医療費が伸びてございます。これは全国的にも、県レベルでも同じでございます。そういう面からしましても、先ほどお話しましたとおり、医療技術の発達とか、医療の科学の進歩というところで、医療のほうでも質の高い医療を提供することになっております。それに対しまして、被保険者につきましても、それを望む声はかなり出ておりまして、今まで治らなかった病気が、今は治るようなことになっておりますので、そういう質の高いのを被保険者が望むようなことになっておりますので、それを勘案しますと、この医療費というのが伸びていくのかなと。

ただ、それを見ていてもしようがありませんので、これは増額理由の質問とはちょっと欠け離れるんですが、我々としては、それを抑えるためにいろいろな方策として特定健康診断、特定保健指導などの推進を図っていききたいということで考えて、その辺のとこ

ろを抑えていきたいと思っております。

また、国としましても、現在、地域のレセプトのデータをまとめて、その地域は何の病気が多いのか、その原因は何かというところを、これから国のほうは市町村また地域の医療を支えて、その原因を探りながら、そのほうに力を入れていきたいという方針を、これから出しているところでございますので、町としましても、そういうものを取り入れながら給付費の抑えとか、そういうものを検討していきたいということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 説明でよくわかりました。

要するに1億3,800万円、これは3月までの伸びもある程度は見ているんだと、そういうことで、それは納得しました。

しかしながら、このまま伸びていきますと、はっきり申しまして基金のほうも足りなくなって、いずれは値上げということも考えられるのかな、そういう心配があったもので、今回は詳しく説明していただきました。

以上で結構です。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第63号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第63号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第64号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありません。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第65号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでした。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第65号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第66号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでした。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第66号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時51分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開します。

ここで、ただいま利根町固定資産評価審査委員会委員として新たに任命されました關場修氏のご挨拶をお願いします。

〔利根町固定資産評価審査委員会委員關場 修君登壇〕

○利根町固定資産評価審査委員会委員（關場 修君） ただいま、皆様から固定資産評価審査委員会委員といたしましてご同意を頂戴いたしました關場でございます。

ご承知のように、この審査委員会委員と申しますのは、固定資産税におきまして課税台帳の登録価格に不服を申し立てる方がおられた場合に、それを審査、決定する機関でございます。固定資産税は、町民の皆様にも関心が高い税の一つでございますので、職務の執行に当たりましては、中立的な立場で、公平に、誠実に職務を執行してまいり所存でございます。

議員の皆さんには、どうぞご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げる次第でございます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第67号 損害賠償の額の決定についてを議題とし

ます。

本案に対する質疑通告はありませんでした。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第67号 損害賠償の額の決定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでした。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は、長田律子氏が適任であると答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は長田律子氏が適任であると答申することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第12、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） ここで、利根町農業活性化対策特別委員長から、委員会審査の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

若泉昌寿利根町農業活性化対策特別委員長。

〔利根町農業活性化対策特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○利根町農業活性化対策特別委員会委員長（若泉昌寿君） それでは、利根町農業活性化対策特別委員会の中間報告を行います。

9月議会におきまして、利根町農業活性化対策特別委員会が設置され、これまで3回の委員会が開催されました。

私たち委員は、農業に対し詳しい知識がありませんので、まずは9月12日、利根町農業委員の方々と耕作放棄地について、現状と今後の対応を詳しく聞きました。

現状では年々放棄地がふえているので、委員の皆さんが戸別訪問し、改善してくれるよう努力しているとのことですが、しかしながら、なかなか難しい問題があるそうです。今後もお願いし、少しずつ減少するよう努力していくそうでございます。

その他についても、委員の皆さんの農業に対しての考えも伺いました。

私たち委員会として大変参考になる話し合いをいたしました。

次に、10月6日、竜ヶ崎市農業協同組合理事長野口さんと職員の方々と、JAの会議室

において、井原議長、委員4人が出席して会議を開きました。

議題は米価について伺いました。ことしは例年になく安価ですので、米の価格はどのように決めていくのか、詳しく伺いました。価格を決めるのは、いろいろと複雑で補助金等もありました。また、前年度米の数量により左右されるそうでございます。

その他についても、私たちが知らなかったことなども教えていただきました。大変よい研修ができたと思っております。

3回目の委員会は、12月16日、議会初日の午後から役場にて、認定農業者の方々と現状と課題について懇談をいたしました。

特に認定を受けている方々は、耕作面積が多く、10ヘクタール、20ヘクタール、わかばファーム株式会社などは100ヘクタール以上のお米をつくっております。認定農業者の方々、会長初め16名、特別委員会は議長初め5名の委員が出席し、約1時間30分にわたり懇談をいたしました。

その中で特に今後の課題は、ほとんどの方が後継者がいないので、自分たちは高齢なので、米づくりができなくなったときはやめざるを得ないと言っている方が多数おりました。

それと、規模を拡大していくには利根町全体の基盤整備をすることが、今後利根町の農業を続けていくことが一番重要との要望もありました。

その他多くのことについて聞くことができました。

今回で特別委員会は、9月に農業委員会、JA竜ヶ崎市農業協同組合、町の認定農業者の方々との懇談会が終わり、委員会として、町の農業に対して現状と課題は大方把握いたしましたので、今後は、委員会としてどのようなことをすれば農業の活性化について努力していくことになりますか、委員の皆さん、心一つにして頑張っていきたいと考えております。

以上で中間報告を終わりにさせていただきます。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

○議長（井原正光君） 次に、一部事務組合並びに企業団議員から組合及び企業団議会報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合高橋一男議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員高橋一男君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（高橋一男君） それでは、報告いたします。

2点ほど報告があります。視察研修と定例会と、この2点を報告いたします。

まず最初に、平成26年10月23日と24日の2日間にわたり、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の視察研修を行いました。参加議員は12名でした。

1日目は、福岡県筑紫野市小郡、基山清掃施設組合（グリーンヒル宝満）で、この施設は佐賀県基山町で組織する、全国的にも珍しい県をまたいだ一部事務組合が設置する清掃

施設であります。

熱回収施設は、処理能力 1 日 250 トンの高湿ガス化直接熔融炉形式で、ごみとコークス、石灰石を熔融炉に入れ、燃焼効率を上げる空気を 3 段階で吹き込みながら熔融し、スラグとメタルに変え、リサイクルし、余熱は発電や場内給湯に利用している施設であります。

発電効率は 4,990 キロワットで、施設内利用と売電を行っております。

リサイクル施設は、1 日 44 トンの処理能力、不燃物、缶類、瓶類、ペットボトルなどを処理している施設であります。

この組合は、住民の手を煩わせない政策らしく、搬入される資源物は選別されておらず、施設内での選別に相当手間がかかることが目立って見受けられました。

また、最終処分場を持っていないことから、資源環境型施設とうたっていることが印象的でした。

2 日目の福岡臨海 3 R ステーションは、ボランティア主体の N P O 法人エコネット福岡によって運営されており、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する情報や体験の場を市民に提供することにより、その意識の啓発を図るとともに、自主的な活動を支援し、資源環境型社会の形成に資するための拠点施設である。

館内では、紙すき体験や、古布で草履づくり、古着のリフォーム教室、エコクッキング、リサイクル石鹸、おもちゃの病院など盛んに行っており、多種多様なエコに関する事業に大変興味深く視察することができました。

今回の視察研修は、今後の組合及び広域のごみ処理行政に役立つものとなり、収穫の多い研修となりました。

続きまして、平成 26 年第 2 回龍ヶ崎地方塵芥処理組合定例会が平成 26 年 11 月 12 日に開催されました。

議案第 1 号は、平成 25 年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額が 31 億 583 万 5,446 円、歳出総額が 30 億 899 万 9,373 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 9,683 万 6,073 円となり、単年度収支については 11 億 3,579 万 1,051 円の赤字、実質単年度収支についても 11 億 3,150 万 6,231 円の赤字となっております。

歳入の主な内容は、構成市町の分担金で収入済額 15 億 1,981 万 4,000 円、前年度と比較して 4 億 3,382 万 1,000 円の減額となっております。

使用料及び手数料のうち、ごみ処理手数料で収入済額 1 億 5,274 万 4,737 円、前年度と比較して 326 万 2,575 円の増額となっております。

繰越金につきましては 13 億 192 万 7,124 円となり、その内訳は、前年度剰余金で 12 億 3,262 万 7,124 円、繰越明許費繰越額が 6,930 万円となっております。

諸収入では、前年度と比較して 12 億 3,563 万 6,190 円の減額となっております。

主な要因は、平成 24 年度において、ごみ処理施設建設談合事件にかかわる損害賠償金等

を受け入れしたことによるものでございます。

また、資源有価物の売り払いにつきましては、鉄類の市場価格の値上がりにより、前年度と比較して1,466万9,944円の増額となっております。

国庫支出金につきましては、環境型社会形成推進交付金として280万7,000円の収入済となっております。

歳出の主な内容については、総務費の一般管理費で支出済額13億2,653万3,844円、執行率99.7%となっております。そのうち人件費で1億5,732万7,663円、前年度と比較して1,128万4,577円の増額となっております。

また、ごみ処理施設建設談合事件にかかわる損害賠償金残金を構成市町へ返還するため、償還金、利子及び割引料において11億5,135万8,763円の臨時支出を行っております。

衛生費の清掃施設費で、支出済額10億1,355万728円、執行率97.4%となっております。そのうち、ごみ処理施設の運転管理及びごみ処理施設保守点検整備業務等の委託料で5億769万9,754円、消耗品、光熱水費等の需用費で2億9,034万1,603円と支出の大半を占めております。

工事請負費におきましては、平成24年度からの繰り越し事業である1号ボイラ第一放射室水管壁ほか整備工事、並びに平成25年度実施の2号ボイラ第一放射室水管壁整備工事を行ったことで、前年度と比較して1億3,882万500円の増額となっております。

公債費では、平成8年度債に引き続き、平成9年度債につきましても償還が完了したことにより、前年度と比較して4億6,888万4,121円の減額となっております。

議案第2号は、平成26年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算（第1号）。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ674万円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億1,278万5,000円とするものです。

歳入につきましては、分担金及び負担金で4,673万1,000円を追加増額、使用料及び手数料で57万1,000円を減額、国庫支出金で237万3,000円を減額、繰越金で237万3,000円を増額、組合費では5,290万円の減額をするものです。

歳出につきましては、衛生費の清掃施設費の委託料で57万1,000円、工事請負費で616万9,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

議案第3号は、平成27年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合関係市町の分賦金割合についてでございます。

平成27年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合関係市町の分賦金については、前年度と同様に協定書等に基づく割合で定めようとするものです。

以上、議案第1号から議案第3号までの議案全て原案どおり承認または可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、茨城県南水道企業団五十嵐辰雄議員。

〔茨城県南水道企業団議員五十嵐辰雄君登壇〕

○茨城県南水道企業団議員（五十嵐辰雄君） 茨城県南水道企業団の報告をいたします。

平成26年第2回茨城県南水道企業団議会定例会が平成26年8月6日に開催されました。

議案第1号は、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び欠損金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は10万7戸となり、前年度末より1,677戸の増となりました。給水人口は24万2,996人で普及率は83.9%となっております。年間総給水量につきましては、2,601万7,038立方メートルで、前年度より29万5,813立方メートルの減となりました。減少の要因については、平成25年7月24日より実施されました利根川水系の取水制限に伴う節水対策等によるものが上げられます。

また、有収率につきましては89.1%で、前年度より1.7%の増となっております。

次に、決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は税込み額で61億129万1,742円、総費用については税込み額で72億563万742円となり、税抜きでの損益は11億3,625万1,690円の純損失となりました。

純損失の主な要因は、平成26年度より新たな地方公営企業会計制度が実施されているが、この制度の移行前に固定資産台帳を整理し、見直しを行ったことによるものであります。

また、損益収支における当年度未処理欠損金については、欠損金処理計算書のとおり、翌年度繰越欠損金とするものです。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。

収入は2,163万9,200円、支出については9億3,626万3,044円となっております。したがって、収入額は支出額に対して9億1,462万3,844円が不足いたしましたので、その補填財源としましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が3,031万4,738円、過年度分損益勘定留保資金8億7,790万6,434円、減債積立金681万2,172円となっております。

次に、報告第1号は平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は建設改良費の予算のうち、配水管布設工事費等12件で2億688万9,540円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号は、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書事故繰越についてであります。

本件は、昨年度に地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した配水管布設工事のうち、1件2,815万500円を、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により事故繰越としたため、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成25年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告をするものであります。

続きまして、茨城県南水道企業団議員及び正副企業長視察研修について報告いたします。

視察日は平成26年11月6日、7日の2日間であります。

視察先は、宮城県石巻市と東松島市の2市で構成する石巻地方広域水道企業団を視察いたしました。担当者から次の2点について説明を受けました。

一つ目は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被害状況と復旧工事の状況の説明を受けました。

二つ目は、給水区域の災害状況と復旧についての現地視察をいたしました。総合いたしまして、被災時の職員の初期行動について、その中で危機管理マニュアルはどれほど機能したか、また課題について、いろいろ説明を受けました。

当企業団の災害時職員の行動マニュアルに基づき、震度5強以上の地震発生により企業団災害対策本部を設置し、巨大地震の揺れがおさまった直後、職員は災害時職員行動マニュアルに定められた被害調査や応急給水の初期行動にすぐさま着手をいたしました。しかし、大津波の襲来により交通網が寸断され、全域の停電と通信機能の麻痺により、初期の被害状況の調査はできなかった。被害の全貌を把握するには、相当の日数と時間を要しました。東日本大震災は、液状化現象や津波の襲来により、被害想定をはるかに超える未曾有の災害となったことから、職員行動のマニュアルを見直しすることにしました。

施設復旧に当たっての人員確保及び材料の選定について、いろいろ説明を受けました。

日本水道協会を通じて派遣された職員と、石巻広域管工事協同組合からの応援、この両面から対応しました。そして、震災後、防災訓練は機能したかどうかでございますが、当組合といたしましては、これまで机上と実技を双方より実施しておりました。

茨城県南水道企業団議会といたしましても、災害時の対応と災害復旧について得難い教訓を得ることができました。「がんばろう！石巻」という犠牲者のご冥福を祈る施設に献花をしてまいりました。

以上で報告といたします。

○議長（井原正光君） 報告が終わりましたので、暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時40分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開します。

今井議員が退席をいたしました。

次に、若泉昌寿監査委員から監査委員セミナーの研修報告について発言を求められておりますので、これを許します。

若泉昌寿監査委員。

〔監査委員若泉昌寿君登壇〕

○監査委員（若泉昌寿君） 監査委員として研修に行つてまいりましたので、報告させていただきます。

監査研修について報告をいたします。

11月4日、5日、千葉市にある市町村職員中央研究所（市町村アカデミー）において監査委員セミナーが行われ、五十嵐代表監査委員と私はセミナーに参加してまいりましたので、ご報告をいたします。

今回のセミナーについては、5月の月例監査のとき、監査委員に対するセミナーがあることを知り、参加しようと申し込みました。参加する理由は、町の監査委員としてお金の収支だけの監査委員ではなく、監査委員の役職はもっと奥の深いものだと思い、二人で研修に参加することに決めました。

その後、6月の定例議会でコミュニティセンター指定管理者の件で住民から監査請求が出され、正直なところ、二人とも戸惑いました。職員の方と私たち、いろいろな角度から勉強をして、正しい判断をして解決をいたしました。町の監査委員として1年間を通して収支決算のみを監査すればよいとの考えは間違い、奥深いものがあると知り、そのような考えを持ちながら研修に臨みました。

まず、1日目は、10時、総務課職員の方に送られ、1時の開校式に参加いたしました。今回の研修では全国各地から107名の方が参加いたしました。

1時30分より、今後の地方公会計の整備促進について、総務省福田 直課長補佐より講義が行われました。内容は、地方公共団体の財政の健全化に対する法律についてのお話でございました。

次に、3時15分より、地方公営企業会計制度の見直しについて、総務省大村企業課長の講義を受けました。内容は、公営企業会計の適用拡大、公共施設等運営権、上水道事業統合の講義についてでしたが、正直なところ、理解することが大変でございました。

1日目の講義はそれで終わり、6時より食事をしながら意見交換会が行われ、同じ目的を持った参加者の方々と楽しく過ごすことができました。その中でなぜかわかりませんが、交換会の中締めを与えられ、利根町の現状を少しですが述べたことが心に残っております。

次の日、9時より監査委員制度と監査委員の役割という演題で小関 勇日本大学教授の講義でございました。内容は、主に監査委員の任務、権利、その他についての話を聞きました。

次に、10時40分より住民監査請求の制度と課題ということで、田中孝男九州大学准教授の講義を受けました。住民監査請求の状況、住民訴訟制度についてでございます。

昼食後は各班に分かれ、各自治体での監査請求があったことについて意見交換をし、その後、田中講師を中心に勉強をいたしました。

2日間の研修でしたが、私には2日目の研修のほうが身近に感じ、大変よかったと思いました。

今度の研修で、監査委員とは大変な役割と任務のある役職ということがよくわかりました。一度の研修ではまだまだ理解できませんが、研修に参加して大変よかったと思っております。機会があれば、またセミナーに参加したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

○議長（井原正光君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成26年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月16日から本日までの7日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申し上げた案件全てにつきまして、原案のとおり可決、並びに承認をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中ではありますが、17日から19日までの一般質問、また、議案審議の過程で議員の皆様方からいただきましたご意見やご提言につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと、そのように思います。

昨今の景気に触れますと、昨年この時期、緩やかな回復傾向にあるとされていた内閣府の景気判断ですが、さまざまな施策の効果を背景に1年が経過した現在、景気は個人消費など弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いていると、昨年よりも確実に上向きの判断がなされているところでございます。

また、このたびの衆議院議員総選挙の結果を受けまして、今後、政府による経済の好循環に向けた経済対策の追加実施が検討される中、地方創生への取り組みも加速、雇用対策の進展も図られていく予定であり、地方経済への好影響も期待され、こうしたことで景気の回復基調は今後も続いていくだろうと見ているところでございます。

こうした状況の中、現在、町におきましては来年度、平成27年度の予算編成を行っているところでございます。引き続き、国や県、また関係機関等の動向を注視していくことで、町政運営に必要な情報の収集に努めながら、また一方では限られた財政の中、できる限りきめ細かな行政サービスが行えるよう配慮、創意工夫を凝らしながら町制60周年記念事業

など、来年度のさまざまな重要施策の決定に当たっていききたいと、そのように考えております。

今後も鋭意努力、職員ともども気を引き締め、町政運営に当たっていききたいと考えておりますので、議員の皆様方には、これまで以上に町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。今定例会閉会に当たり、私の挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成26年第4回利根町議会定例会を閉会します。

なお、平成27年第1回定例会は、平成27年3月3日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午前11時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 守谷貞明

署名議員 坂本啓次